

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出の内容（令和 5年 9月15日）

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北区楠複合施設

名古屋市北区楠四丁目 507番 1 ほか18筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
㈱タチャ	代表取締役 武田 大輔	名古屋市中区丸の内一丁目10番29号
中部薬品㈱	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町四丁目29番地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
㈱タチャ	代表取締役 武田 大輔	名古屋市中区丸の内一丁目10番29号
中部薬品㈱	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町四丁目29番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6年 5月16日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,082平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

89台

(2) 駐輪場の収容台数

71台

(3) 荷さばき施設の面積

335平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

72.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)タチャ	午前 9時00分	午後 6時00分
中部薬品(株)	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
平面①駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで
隔地②駐車場	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
A棟東側 A荷さばき施設	午前 6時00分から午後 3時00分まで
A棟東側 B荷さばき施設	
A棟西側 C荷さばき施設	午前 6時00分から午前 8時00分まで
A棟西側 D荷さばき施設	
B棟南側 E荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで